

第6章 雇用について相談をしたい

求人を出す・求人情報を発信する

市内ハローワークのほかに、多様な人材ニーズにお応えする以下のサービスがあります。インターネット等により市内・外の求職者に発信し、円滑な人材確保を支援します。

1 インターネットでの情報発信 北九州しごと☆まるごと情報局 企業応援サイト

(URL https://www.shigotomarugoto.info/company_pr/)

北九州市が運営する3つの下記就職支援サイトに求人情報等を掲載できます。企業のPR・人材確保の一環として、是非ご利用ください。

【利用対象企業】 北九州市及び北九州市都市圏域構成市町、吉富町、下関市に事業所を有する、または、今後北九州市内に事業所を設置予定の企業

利用登録による **3** つのメリット

利用は
すべて
無料です



**一括登録で求職者・学生へ
広くアピール！**

本サイトに社長や社員のコメント、写真などを登録することで、北九州市が運営する複数の就職支援サイトに自社の魅力を広くアピールできます。



**職業紹介サービスの
利用OK！**

北九州市が民間職業紹介事業者に委託実施する職業紹介（市内企業とU・Iターン就職希望者とのマッチング）をご利用できます。専任コンサルタントへの採用相談もできます。

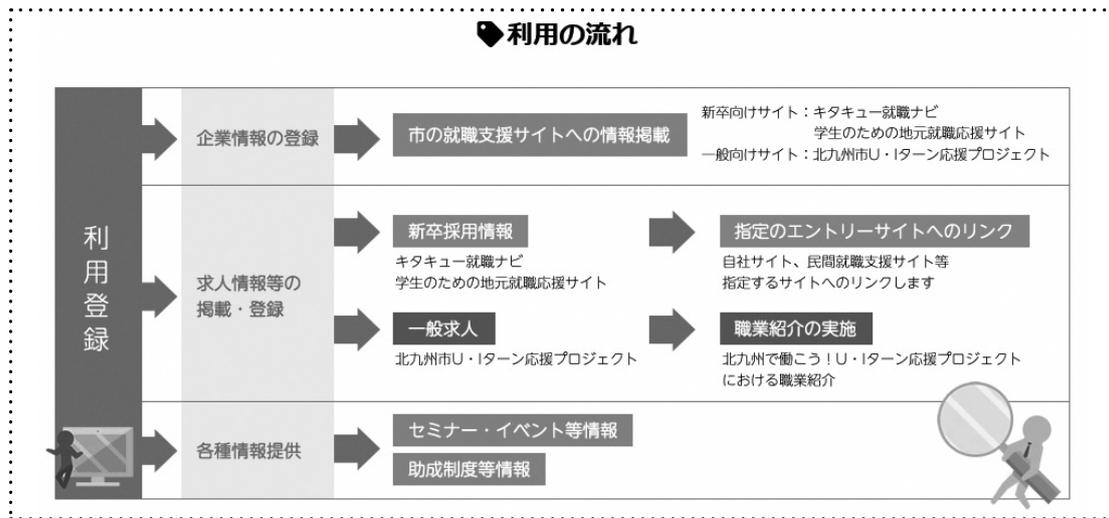


**市主催の就職イベント等の
情報提供！**

北九州市が主催する合同会社説明会などの就職イベントや国・県・市が行う助成制度等の情報をご提供します。

【掲載先の就職支援サイト】

対象者	掲載先サイトの名称	掲載条件
新卒学生	キタキュー就職ナビ (https://www.kitakyushushoku.com/)	上記利用対象企業と同じ。
	学生のための地元就職応援サイト (https://www.shigotomarugoto.info/ui-turn/gakusei/)	掲載できる新卒採用情報及び一般求人情報は、就業場所が北九州市内の事業所又は事業所の設置が決定したものに限り。
一般求職者	北九州市U・Iターン応援プロジェクト (https://www.shigotomarugoto.info/ui-turn/)	



【問い合わせ先】
 北九州市産業経済局雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

2 若者の採用に関する相談窓口

若者ワークプラザ北九州 (URL <https://www.shigotomarugoto.info/wakamono/>)

概ね40歳までの若年求職者を対象とした、北九州市が設置する就職支援の窓口です。

企業の皆様の人材ニーズにお応えするため、カウンセリングや講座などを通じて若者のスキルアップを行い、ミスマッチの少ない職業紹介を行っています。



正社員、パート、アルバイト、契約社員、派遣社員等の求人をお預かりし、職業紹介を行います。上記URLより「求人企業の皆さまへ」をクリックし、求人票をダウンロードの上、FAX、E-Mail、直接持込にてご提出ください。

セミナー等開催企画	内 容
地元企業 PICK UP ! 地元企業応援企画！「自社自賛」	企業の仕事内容、社員の様子、職場の雰囲気等を求職者へ直接伝えるセミナーです。
職場体験応援プログラム	職場体験を通して、面接だけではわからない採用のミスマッチを防ぎます。

【問い合わせ先】
 若者ワークプラザ北九州 (月～土 10時～18時) 日・祝・年末年始除く
 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2F TEL 093-531-4510 FAX 093-531-4538
 若者ワークプラザ北九州・黒崎 (月～土 10時～19時) 日・祝・年末年始除く
 〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ2F TEL 093-631-0020 FAX 093-631-0021

経営相談
 消費増税対策
 資金調達
 生産性向上
 事業承継
 雇用相談
 雇用助成
 研究開発
 技術開発
 受注拡大
 販路開拓
 建設業
 国際ビジネス
 環境ビジネス
 商サービス業
 起業・創業
 人材育成
 技能・技術
 役立つ制度
 各種機関

第6章 雇用について相談をしたい

3 U・Iターン就職希望者の採用相談窓口

① 北九州市U・Iターン応援オフィス (URL <https://www.shigotomarugoto.info/ui-turn/>)

北九州市へのU・Iターン就職希望者と企業を結びつける取組みです。専任コンサルタントへの相談、職業紹介のほか、専用サイトへ一般求人の掲載ができます。北九州市、東京の2箇所に常設の相談窓口を設置しています。最近では、20代を中心に就職者数が増加しています。

※U・Iターン応援プロジェクトの事業と併せて、20代・30代で初めて転職する層＝第二新卒の採用支援を実施します。

- ・民間転職フェアへの出展
- ・帰省時期等のイベント実施 など

【問い合わせ先】

北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2F (JR小倉駅新幹線口より徒歩5分)

北九州市U・Iターン応援オフィス TEL 0120-0823-46

E-mail ui-turn.syoukai@shigotomarugoto.info

※利用時間 10:00～18:00 (日曜日、祝日、年末年始を除く)

② シニア活躍！セカンドキャリア支援プロジェクト

(URL <https://www.shigotomarugoto.info/second-carrier/>)

首都圏等企業の役職定年者や早期退職者等、北九州市でのセカンドキャリアを検討されている方と、市内企業の人材ニーズを結びつけ、シニア・ハローワーク戸畑と連携してマッチングを図る取り組みです。セカンドキャリア人材を活用することで、企業の課題解決・成長にもつながります。

【問い合わせ先】

北九州市高年齢者就業支援センター (シニア求人支援員) TEL 093-882-5400

4 経験豊かな高齢者を活用したいなら

① シニア・ハローワーク戸畑及び北九州市高年齢者就業支援センター

(URL <https://www.shigotomarugoto.info/will/>)

市と国が緊密に連携し、高年齢者等の多様な職業ニーズに応じた就業機会の提供を行っています。

【問い合わせ先】

北九州市高年齢者就業支援センター (月～金 9時～17時) 祝日・年末年始を除く

北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8F TEL 093-882-5400

② (公社) 福岡県高齢者能力活用センターのシニア派遣事業

60歳以上の高齢者の方に派遣等による就業機会の提供と、地元企業の人材確保を目的とした公益法人です。即戦力となる高齢者を登録していますので、企業のニーズに即した人材を派遣することが可能です。高齢者の豊かな経験・技術の利用をお考えの企業は、まずご一報ください。

【問い合わせ先】

はつ・らつ・コミュニティ北九州 (北九州高齢者能力活用センター)

TEL 093-881-6699 FAX 093-882-6705

③ (公社) 北九州市シルバー人材センター

北九州市内に居住する約 3,000 人の会員が所属し、企業・団体の皆様や個人のお客様からの多彩なご要望にお応えしています。「専門業者に頼むほどでもないけれどちょっと誰かに手伝ってほしい」、「短期間だけ力を貸してほしい」などと感じたときは、シルバーパワーの出番です。また、会員（60 歳以上）は常時募集しています。

【問い合わせ先】

北九州市シルバー人材センター 本部 TEL 093-922-4801 FAX 093-922-4818

人材確保等に関するアドバイス・情報発信・補助金

1 製造業・建設業の魅力を伝える若者向け情報サイト

「ゲンバ男子・ゲンバ女子」、「ケンセツ男子・ケンセツ女子」

ものづくりのイメージアップを図り、新たな人材確保につなげることを目的に、ものづくりの街、北九州市の製造業・建設業の現場で活躍する若者や女性の姿を紹介する専用サイトです。

ものづくりの現場で輝く御社自慢の「ゲンバ男子・ゲンバ女子（製造業）」、「ケンセツ男子・ケンセツ女子（建設業）」をご紹介ください（随時募集中）。プロのカメラマンとライターが御社に取材に伺います。応募条件や募集方法などは下記のサイトからご確認ください。

- ・「ゲンバ男子・ゲンバ女子」（製造業） URL <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/genba-danshi/>



- ・「ケンセツ男子・ケンセツ女子」（建設業） URL <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/page/kensetsu-danshi-jyoshi/>



【「ゲンバ男子・ゲンバ女子」問合せ先】

北九州市産業経済局中小企業振興課
TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

【「ケンセツ男子・ケンセツ女子」問合せ先】

北九州市技術監理局技術企画課
TEL 093-582-2043 FAX 093-592-0690

第6章 雇用について相談をしたい

2 中小企業人材確保支援助成金

市内の中小企業団体が、若年者や女性等の人材確保を目的として独自に取り組む、業界のイメージアップや職場環境の改善などを図る事業に必要な経費の一部を助成します。

対象者	市内に事務所を有する中小企業団体（構成員の3/4以上が中小企業者で構成）で構成員の共同事業又は共益の事業を行う営利を目的としない法人・任意団体
対象事業	<p>次の(1)～(3)に該当する事業</p> <p>(1)団体が所属する業界の役割・魅力を伝えるための啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生等を対象にしたものづくり現場の体験見学会（オープンファクトリー） ・学生等が建設機械を実際に操縦する体験学習会 ・学生等を対象にしたサービス業の魅力発見セミナー（合同会社説明会） ・学生等に業界の魅力を伝えるホームページ、リーフレットの作成 など <p>(2)学生、教員等との情報交換のための交流事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生等と若手社員との意見交換会 ・教員・保護者を対象とした経営者との座談会 など <p>(3)働きやすい職場環境づくりのための推進事業（組合員企業を対象とした団体内事業）</p> <p>①職場環境改善のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働条件（就業規則、給与規程等）見直しのための勉強会 ・作業環境見直し（5S活動の実施、軽労化アシストツールの導入検証等）のための研究会 など <p>②経営者・管理者等の意識改革のための事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者の定着率向上のための管理職マネジメント能力開発研修 ・ワーク・ライフ・バランス推進のための経営者研修 など
	 <p>高校生クレーン体験学習</p>  <p>工業高校生を対象とした工業団地内 オープンファクトリー</p>
対象経費	上記対象事業に必要な謝金・旅費、機材等の借上げ料、広報物作成等の委託料、実習等に必要の消耗品費・備品購入費など
助成金額	対象経費の2分の1以内 限度額40万円（事業終了後、精算払）
採択方法	事業の妥当性・有効性について書類審査のうえ採択を決定

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

第6章 雇用について相談をしたい

4 中小企業大学校直方校「サテライト・ゼミ with 北九州」

働き方改革をテーマに、中小企業大学校直方校が「サテライト・ゼミ」を本市で開講します。利便性の高い小倉駅周辺（西日本総合展示場）が会場となりますので、ぜひご参加ください。

※当研修は市の「中小企業大学校直方校研修生派遣補助金」制度の対象となります。

（補助金制度の詳細については110ページをご確認ください。）

ねらい	労働人口の減少や若手社員の高い離職率などによる企業の人手不足が深刻化していく中、仕事とプライベートを両立して豊かな社会生活を送る「ワーク・ライフ・バランス」の考え方が世の中に広がっています。企業の経営者や職場のリーダーには、よりよい労働環境づくりを実践して、社員の意欲を引き出し、組織の活性化や生産性を高めるための「働き方改革」への取り組みも同時に求められています。この研修では、これらの経営課題を解決していくための「働き方改革」の具体策について、事例を交えながら実践的に学んでいただき、自社の活性化と発展につなげる「人づくり・会社づくり」の方向性や行動計画などを検討します。				
対象者	経営者、経営幹部、後継者、管理者、次代の経営を担うリーダー ※人手不足や職場環境の悪化に悩んでいる方、働き方改革の具体策を検討されている方、社員のやる気を引き出す具体策を学びたい方				
定員	15名				
受講料	28,000円				
募集期間	2019年4月1日～2019年8月6日 ※定員になり次第、募集を締め切らせていただきます。				
主催	主催：中小企業大学校直方校 共催：北九州市・北九州商工会議所・(公財)北九州産業学術推進機構				
カリキュラム	テーマ	会場	日時	内容	講師
	第1回 働き方改革への対応① 「人づくりの方策」	西日本総合展示場 新館3階会議室	8/7(水) 10:00～ 12:00	中小企業における人手不足の現状と課題 ・中小企業の人手不足と問題点 ・社員が会社を辞める理由 ・中小企業の生産性向上への取り組み	空 直美
			13:00～ 17:00	人材育成を上手に進めるマネジメント術 ・人材採用の進め方と留意点 ・社員の定着化に向けた取り組み ・人材育成を業績の向上へつなげるポイント ・自社の人材育成チェック（演習）	
	第2回 働き方改革への対応② 「会社づくりの方策」	西日本総合展示場 新館3階会議室	9/9(月) 10:00～ 12:00	職場が元気になる「働き方改革」の具体策 ・望ましいワーク・ライフ・バランスとは ・真のリーダーが育つ組織とは ・上司が知っておくべき部下指導のコツ ・生産性を高めるコミュニケーション術	加藤 智恵美
	9/10(火) 10:00～ 12:00		自社の「働き方改革プラン」の検討（演習） ・自社の職場の理想像を描く ・活力ある組織作りのための課題の整理 ・自身が果たすべき役割と行動		
講師	 空 直美（そら なおみ） 株式会社B-GROOW 代表取締役 福岡県生まれ。一般企業勤務を経て人事コンサルティング業界で修行。1999年、会計事務所系コンサルティング会社に入社。独自の人事コンサルティングを展開し、事業部長として事業部を構築。2014年1月、約25年に及ぶ業界経験と導入実績を持って（株）B-GROOWを設立、代表取締役に就任。中小・中堅企業の社外人事部として人事制度改革、組織風土改革の支援を行っている。				
	 加藤 智恵美（かとう ちえみ） 株式会社クレスコパートナーズ パートナー講師 大手洋書店（初の女性営業職）、イベント企画会社、研修会社（インストラクター・マネージャー）を経て、大手研修会社専属講師となる。 ビジネスマナーをはじめ、プレゼンテーション、コーチング、コミュニケーション指導を得意とする人気実力派講師であり、単なるスキルを伝達する役割としての講師ではなく、研修を通して、勤労意欲、自己への気づき、気配り等を誘発できるようなヒューマンズムのある講師を目指す。明朗快活でパワフルな表現力を持つ。				

【問い合わせ・申し込み先】

(独)中小企業基盤整備機構 九州本部 中小企業大学校直方校
TEL 0949-28-1144 FAX 0949-28-4385

5 北九州市奨学金返還支援事業（未来人材支援事業） ～北九州市内の中堅・中小企業の新卒者採用を応援します！～

（URL <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/20301111.html>）

本市が認定した市内企業等への就職と市内定住を条件に、新卒者（大学等を卒業した者、既卒3年以内を含む）の奨学金返還を最大54万円まで支援する「北九州市奨学金返還支援事業」を実施します。

新卒者の奨学金返還支援の対象となる「認定企業」を募集しますので、自社に入社する新卒者に本事業を利用させたい企業の皆様は是非ご応募ください。

【認定企業になるための要件】

次の1～4の全てに該当する企業等

- 1 市内に本社又は採用権限のある主要事業所を置く中堅・中小企業等
- 2 新卒者の採用予定数を確保できていない企業
- 3 学生を下記①又は②の職で正規で採用する企業
 - ①幹部候補の職（総合職、研究職、開発職、技術職）など、企業の中核人材となる職
 - ②保育士、幼稚園教諭、介護福祉士の資格を要する職
- 4 （上記①の職で採用の場合のみ）北九州市新成長戦略に関連する事業を行う企業

【問い合わせ先】

北九州市 企画調整局 企画課 TEL 093-582-2064 FAX 093-582-2176

キャリア教育・就活イベント

北九州市では、将来、本市の活躍を担っていく若者を対象に、北九州市内企業の魅力を紹介することで理解を深めるキャリア教育イベントを開催しています。

イベント名	北九州ゆめみらいワーク	(仮) インターンシップ説明会&業界研究イベント
概要	地元企業の仕事内容や地元大学の研究等について、直接体験できるキャリア教育イベントを開催します。	地元企業が実施するインターンシップの紹介や企業・業界の魅力を伝えるための説明会を開催します。
実施時期	8月23日(金)・24日(土)	2019年2月(予定)
出展企業	北九州地域に事業所(工場等含む)がある企業・団体・学校等 約120社	北九州地域に事業所(工場等含む)がある企業・団体 約30社
出展料	無料	
参加対象	小・中学生、高校生、大学生、保護者、教員等	大学1～3年生、専門学校生等
会場	西日本総合展示場	AIM3階展示場(予定)

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

第6章 雇用について相談をしたい

就職イベント（合同会社説明会等）

北九州市及び商工会議所では、北九州市や周辺地域に事業所等を有し、正社員雇用を予定している企業を対象に、合同会社説明会などの就職イベントを開催しています。

【新卒学生対象】

対象求職者	主に大学（院）・短大・高専・専修学校の卒業予定者及び留学生	
実施時期（予定）	4月・7月・3月（募集は実施月の約2ヶ月前）	6月（募集は実施月の約2ヶ月前）
出展企業数（予定）	約80～150社	約50社
参加料（予定）	一般企業 60,000円 北九州商工会議所会員事業所 30,000円 ※別途、会場内電源使用料 4,500円	20,000円
会場（予定）	西日本総合展示場	福岡市内
主管	北九州商工会議所 TEL 093-541-0185	北九州市 TEL 093-582-2419

【一般求職者対象】

対象求職者	主に一般求職者・転職希望者	
実施時期（予定）	9月・12月 （募集は実施月の約2ヶ月前）	
出展企業数（予定）	約80～100社	
参加料（予定）	無料	
会場（予定）	西日本総合展示場	
主管	北九州市 TEL 093-582-2419	

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 雇用政策課 TEL 093-582-2419 FAX 093-591-2566

雇用に関する助成金制度

事業主に対する雇用に関する主な助成金を一覧にまとめました。利用にあたっては一定の要件がありますので、詳細については申請先までお問い合わせください。

※の記載内容は、2018年度の内容を記載しておりますので、利用にあたっては事前に申請先にご相談ください。

1 新たな雇い入れに関する助成金

名称	概要	対象労働者	助成内容	申請先
トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)	就職が困難な求職者を、原則3ヶ月間試用雇用することにより常用雇用や雇用機会の創出を図る「トライアル雇用」を実施した事業主に対して助成金を支給	<ul style="list-style-type: none"> 離転職を繰り返している者 直近1年間で越えて失業している者 出産・育児等で前職を辞めてから1年を超えている者 ニートやフリーター等で45歳未満の人 生活困窮者等 	1人あたり最大月額4万円×3ヶ月（対象労働者が母子家庭の母、父子家庭の父、若年雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアルを実施した場合は、最大月額5万円×3ヶ月）	<p>【受付】</p> <p>ハローワーク小倉 TEL：093-941-8609 ハローワーク八幡 TEL：093-622-5566</p> <p>【審査】</p> <p>福岡労働局 福岡助成金センター TEL：092-411-4701</p>
トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース)	障害者の適正や業務遂行可能性を見極め、継続雇用へのきっかけとしていただくことを目的とし、原則3ヶ月間、試行的に雇用した事業主に対して助成金を支給（精神障害者を雇用する場合は最長6ヶ月間）	<ul style="list-style-type: none"> 未経験の職種等を希望する者 離転職を繰り返している者 直近6ヶ月を越えて失業している者 上記以外の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者 	1人あたり最大月額4万円（精神障害者を雇用する場合は雇入れ日から起算して3ヶ月間は月額最大8万円）	
特定求職者雇用開発助成金	就職が困難な求職者を、新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に賃金相当額の一部を一定期間助成	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者（60歳以上） 母子家庭の母等 父子家庭の父 身体、知的障害者 精神障害者 生活保護受給者等 	対象労働者により 中小企業 40万円～240万円 大企業 30万円～100万円	

2 雇用の維持に関する助成金

名称	概要	対象労働者	助成内容	申請先
雇用調整助成金	景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成	雇用調整の対象者となった労働者（但し、雇用保険被保険者となって6ヶ月以上のものに限る）	<p>※主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 休業手当、又は賃金の相当額として算定した額の2/3（大企業1/2）、出向元事業主の負担額の2/3（大企業1/2） <p>※支給額には上限があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 訓練費1人1日あたり1,200円 支給限度日数：1年で100日（3年で150日まで） 	福岡労働局 福岡助成金センター 北九州雇用調整助成金臨時窓口 (八幡労働総合庁舎1F) TEL：093-616-0860

3 中小企業最低賃金引上げ支援対策費助成金

名称	概要	対象労働者	助成内容	申請先
業務改善助成金	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び、事業場規模30人以下の事業場（ただし中小企業に限る）	左記事業場で働く労働者	<p>経費の3/4を助成</p> <p>事業場内最低賃金を30円以上引上げ 引上げ労働者1～3人の場合、上限50万円 引上げ労働者4～6人の場合、上限70万円 引上げ労働者7人以上の場合、上限100万円 ※生産性要件を満たした場合、助成率5%増加</p>	福岡労働局 雇用環境・均等部企画課 TEL：092-411-4763

第6章 雇用について相談をしたい

4 雇用労働者の教育訓練や処遇改善に対する助成金

名称	概要	対象労働者	助成内容	申請先
人材開発 支援助成金 (特定訓練 コース) ※	事業主が、労働者の職業生活設計の全期間を通じて、段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合、経費や賃金の一部等を助成	雇用保険の被保険者（有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者を除く）	【経費助成】 30%～60% 【賃金助成】 1人1時間あたり380円～960円 (事業規模・生産性要件等により、助成額が異なります。)	福岡労働局 福岡助成金センター TEL：092-411-4701
人材開発 支援助成金 (一般訓練 コース) ※	【経費助成】 30%～45% 【賃金助成】 1人1時間あたり380円～480円 (大企業は対象になりません。生産性要件等により助成額が異なります。)			
人材開発 支援助成金 (教育訓練 休暇付与 コース) ※	中小企業事業主が、雇用する全ての労働者に適用する有給教育訓練休暇制度を導入し、3年間実施した後に助成		【制度導入助成】 30万円 (生産性要件を満たす場合36万円。)	
人材開発支援 助成金 (建設労働者認 定訓練コース) ※	職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主等または雇用する建設労働者に認定訓練を受講させた中小建設事業主に対して助成	雇用保険の被保険者	【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の1/6 【賃金助成】 1人あたり日額4,750円(6,000円) ※()内は生産性要件を満たす場合の助成額	
人材開発支援 助成金 (建設労働者技 能実習コース) ※	建設労働者に技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成		【経費助成(建設事業主)】 (20人以下の中小建設事業主) 支給対象費用の3/4(9/10) (21人以上の中小建設事業主) 35歳未満 支給対象費用の7/10(17/20) 35歳以上 支給対象費用の9/20(3/5) (中小建設事業主以外の建設事業主) 支給対象費用の3/5(3/4) ※女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る 【経費助成(建設事業主団体)】 (中小建設事業主団体) 支給対象費用の4/5 (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体) 支給対象費用の2/3 ※女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る 【賃金助成(建設事業主)】 (20人以下の中小建設事業主)7,600円(9,600円) (21人以上の中小建設事業主)6,650円(8,400円) ※()内は生産性要件を満たす場合の助成額	
人材開発 支援助成金 (特別育成 訓練コース) ※	有期契約労働者等に対し、正規雇用に転換又は処遇改善を目指す職業訓練を実施した事業主に経費や賃金の一部を助成	有期契約労働者等(契約社員・パート・アルバイト・派遣社員等の非正規労働者)	【経費助成】 実費 (訓練時間数・事業規模などにより、7万円から50万円の上限額があります。) 【賃金助成】 1人1時間あたり475円～960円 (事業規模・生産性要件等により、助成額が異なります。)	
キャリア アップ 助成金 ※	有期契約労働者等の企業内キャリアアップの取り組み(正社員への転換等)を行う事業主に対して助成		正規雇用労働者・無期雇用労働者への転換に係る助成 1人あたり28.5万円～85.5万円 ※1 大企業は助成額が異なります。 ※2 その他、法定外の健康診断の実施や基本給のベースアップ等処遇改善等に対する助成が有ります。	

※各制度(コース)には支給上限があります。

障害者雇用

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、「障害者雇用促進法」）の中で、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害のある人を雇うことが義務付けられています。

【法定雇用率】

障害者雇用促進法で定められる障害者雇用率制度のことで、雇用義務の対象となる障害のある人は、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（2018年度より追加）です。

民間企業…2.2%

※2021年4月までに、さらに0.1%引き上げになります。

従業員を45.5人以上雇用している民間企業は、障害のある人を1人以上雇用しなければなりません。

1 障害者雇用納付金制度

障害のある人の雇用に関する事業主の社会連帯責任の履行を確保するため、法定雇用率を満たしていない事業主※は納付金を納付しなければなりません。一方、障害のある人を多く雇用している事業主に対しては、調整金、報奨金や、各種助成金が支給されます。

※常時雇用労働者数が100人を超える事業主。

① 障害者雇用納付金

名称	内容
障害者雇用納付金	常時雇用労働者数が100人を超える事業主で、法定雇用率を下回る場合は、不足する障害者数に応じて1人あたり月額5万円を納付しなければならない。 ※減額特例：常時雇用労働者が100人を超え200人以下の事業主は、不足1人あたり月額4万円納付（対象期間：2020年3月まで）

② 障害者雇用調整金・報奨金

名称	内容
障害者雇用調整金	常時雇用労働者数が100人を超える事業主で、法定雇用率を超えて雇用する障害のある人、1人につき月額27,000円を支給。
報奨金	常時雇用労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障害者数の年度間合計数が一定数（各月の常時雇用している労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数）を超えて雇用する障害のある人、1人につき月額21,000円を支給。

③ 各種助成金

名称	内容
障害者作業施設設置等助成金	障害のある人を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、その障害のある人が障害を克服し、作業を容易に行えるよう配慮された施設や設備の整備を行う場合に、その費用の一部を助成。（助成率2/3）
障害者介助等助成金	重度の身体障害のある人や就職が特に困難と認められる身体障害のある人を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理に必要な介助等の措置（職場介助者の配置又は委嘱・手話通訳担当者の委嘱）を行う場合に、その費用の一部を助成。（助成率3/4他）

※2018年4月現在の情報です。上記以外にも活用できる助成金等がありますので、詳細は、下記へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

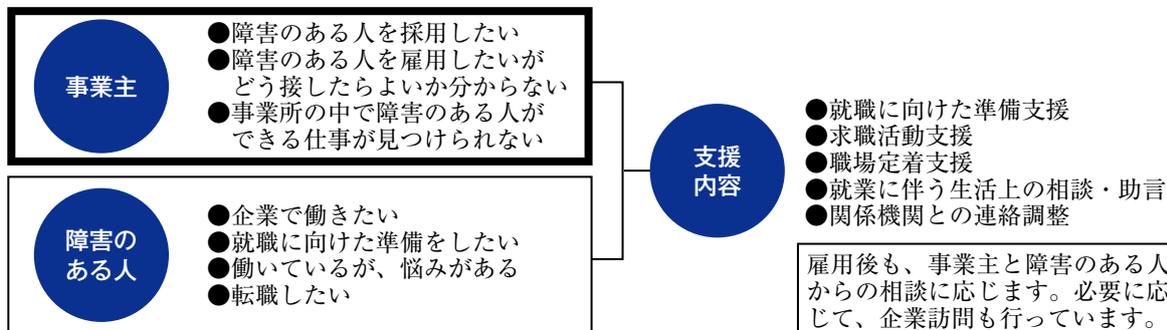
(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齡・障害者業務課

TEL 092-718-1310 FAX 092-718-1314

第6章 雇用について相談をしたい

2 北九州障害者しごとサポートセンター

北九州市では障害のある人の就労支援機関として、北九州障害者しごとサポートセンターを設置しています。当センターでは、障害のある人を雇用する又は検討している事業主からの相談を受け、関係機関と連携しながら、解決できるようにサポートしています。まずは、当センターにご相談ください。



【問い合わせ先】

北九州障害者しごとサポートセンター（月～金 8:30～18:30 祝日、年末年始除く）
北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 2 F TEL 093-871-0030 FAX 093-871-0083

3 北九州市立特別支援学校

特別支援学校には、高等部卒業後に、一般企業等に就職して、社会参加・自立したいと考えている「働く意欲のある生徒」がたくさんいます。地域で働き、地域に貢献することができる人材を育成しています。

(1) 高等部一覧

学校名	障害部門	住所	電話
門司総合特別支援学校	知的障害・病弱	門司区矢筈町 13-1	372-6631
小倉北特別支援学校	知的障害	小倉北区下到津 4-3-1	592-2103
小倉南特別支援学校	知的障害	小倉南区若園 4-1-1	921-5511
小池特別支援学校	知的障害	若松区大字小敷 583-1	601-1298
八幡特別支援学校	知的障害	八幡西区鷹の巣 3-7-1	641-8675
北九州中央高等学園	知的障害	戸畑区沢見 1-3-47	861-0112
小倉総合特別支援学校	肢体不自由・病弱	小倉南区春ヶ丘 10-3	921-0075
八幡西特別支援学校	肢体不自由	八幡西区下上津役 4-8-2	612-2210

(2) 特別支援学校生徒雇用促進セミナー

特別支援学校の生徒が、企業の人事担当者等を対象として、日頃の学習で身に付けた職業技能を発表する、「特別支援学校生徒雇用促進セミナー」を開催しています。このセミナーは、企業による、特別支援学校への理解と、特別支援学校生徒の雇用促進を目的として、毎年開催しているものです。学校紹介や清掃や接客等の実演を行います。積極的に社会参加し自立できるよう、学習や作業に励んでいる、特別支援学校の生徒たちの「働く力」を見て下さい。



< 2019 年度 >

日時：2019年12月13日（金）10:00～12:00

場所：北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園にて開催

(3) 学校開放週間

毎年、2学期に地域の方や保護者を対象として、日々の学校生活や学習の様子を見ていただく期間を、各特別支援学校で設けております。

【問い合わせ先】

北九州市教育委員会 特別支援教育課 TEL 093-582-3448 FAX 093-581-5873

教育訓練制度

1 教育訓練給付金

雇用保険の被保険者の方（在職者）又は被保険者であった方（離職者）の主体的な能力開発の取組及び中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的として、教育訓練給付の対象講座の受講者で、一定の要件を満たす場合に、受講に伴う費用の一部を雇用保険で負担する給付制度です。

【対象講座の確認】

インターネットの『教育訓練制度 厚生労働大臣教育講座検索システム』又はハローワークにある冊子『厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧』で御覧いただけます。

【受給要件の確認】

お住まいを管轄するハローワークで御確認いただけます。

ハローワーク八幡	TEL 093-622-5566	管轄	八幡西区、八幡東区
ハローワーク若松	TEL 093-771-5055	管轄	若松区
ハローワーク戸畑	TEL 093-871-1331	管轄	戸畑区
ハローワーク小倉	TEL 093-941-8609	管轄	小倉北区、小倉南区
ハローワーク門司	TEL 093-381-8609	管轄	門司区

【問い合わせ先】

福岡労働局 職業安定課 TEL 092-434-9803